

# ◎お知らせ◎

(一財) 岩手県建築住宅センター

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、平成29年4月1日から申請書第二面の一部が変更となりますので、4月1日以降に契約（本受付）となる物件は、新様式で申請いただくようお願いいたします。

- ※変更される様式
1. 確認申請書（建築物）
  2. 計画変更確認申請書（建築物）

(新様式) H29. 4. 1 契約分から適用	(旧様式)
<p>第二面</p> <p>【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】</p> <p><input type="checkbox"/> 提出済 ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 未提出 ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 提出不要 ( )</p> <p>【9. 備考】</p> <div data-bbox="804 863 1406 1087" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>◆記入例◆ ( ) 内は空欄でOKです</p><p>■提出不要 ( )</p><p>※提出不要にチェックしてください。</p></div>	<p>第二面</p> <p>【8. 備考】</p>
<p>(注意)</p> <p>⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、申請する予定の所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。</p> <p>また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要になる理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が2,000平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要がありません。</p> <p>⑪ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、9欄に記入してください。</p>	<p>(注意)</p> <p>⑩ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、9欄に記入してください。</p>

※ワード形式の書式は、当センターホームページよりダウンロード可能です。 <http://www.ikjc.or.jp/download.html>

※申プロご利用のお客さまには、バージョンアップの手順を、3月30日（木）にご案内する予定です。

ご案内方法は、ご登録済みのアドレス宛に、一般財団法人建築行政情報センター(ICBA)から直接ご案内いたします。